

未成年者または弱者を保護するためのガイドライン

2013年以降、オプス・デイの各地域の地域総代理は、2011年5月3日の書簡に含まれる教理省の指針、各司教協議会の指示、および各国の法律に従い、オプス・デイ属人区の信者に対する未成年者の性的虐待の申し立ての調査のための規範を発行している。

教皇フランシスコは最近、2019年3月26日の『未成年者と弱者の保護に関する』自発教令（それと連続して、2019年3月26日のバチカン市国の『未成年者と弱者の保護に関する』法（法律番号297）とバチカン市国の3月26日の『未成年者と弱者の保護に関するガイドライン』）そして、未成年者や弱者の虐待を防止・撲滅するため教会の制度・規範的枠組みをさらに強化する、2019年5月7日の自発教令 *Vos estis lux mundi* を発布された。

私は、これらの規範の内容に鑑み、またその高い目的に完全に従うため、ローマ教皇の示された指示を集め、属人区の特徴的な司牧活動に適合させたこれらの指令を属人区のすべての信徒に伝える。

一般原則

1. このガイドラインに含まれる措置と手続きは、未成年者と弱者の権利とニーズを尊重し、配慮する環境の確立と維持に貢献することを目的としており、属人区の中で行われる活動において搾取、性的虐待、虐待のリスクを排除するものである。
2. このため、これらの指示は、属人区のすべての信徒だけでなく、属人区の使徒的活動やキリスト教的養成に何らかの形で協力している人々にも宛てている。

3. これらの指針では、問題の性質がそれを妨げない限り、弱者は、たとえいくつかのケースでそれが明示されていなくても、未成年者と同じように扱われる。

a) 「未成年者」とは、18歳未満の者を意味する。未成年者は、理性の不完全な使用を常態としている者と同一視される（自発教令 *Sacramentorum sanctitatis tutela* 6条 §1, 1°参照）。

b) この文書において、「弱者」とは、事実上、理解し、意思する能力を、あるいは外部からの侵害に抵抗する能力を、たとえ常にではなくて時々であっても制限する、病気、身体的若しくは心理的欠陥又は個人の自由がない状態にある者をいう（自発教令 *Vos estis lux mundi* 1条 §2 a, b）。

4. 本属人区における未成年者及び弱者の虐待の防止と撲滅を目的としたすべての方針と行動の指針となる目的と原則は、以下のとおりである。

a) 目的

- 未成年者と社会的弱者の権利とニーズに対する認識と尊重、および彼らの保護のための適切な教育を促進すること。
- あらゆる形態の暴力、身体的または心理的な虐待、ネグレクト、放棄、虐待、搾取を防止すること。
- 虐待を管轄当局に報告する義務、および虐待の防止と撲滅を目的とした活動に協力する義務を認識させること。
- 未成年者や弱者への虐待や不当な扱いを効果的に訴追すること。
- 被害者とその家族に適切な司祭的ケアと、必要な場合には医療的、心理的、法的サポートを提供する。

b) 行動に関する一般原則

- 被害者であると主張する人々やその家族がもつ、受け入れられ、話を聞いてもらい、寄り添ってもらえる権利、および情報や苦情が適切に伝達される権利を認めること。
- 関係者に対して、法の規約に準拠し（『教会法典』221条3項）、無罪の推定と刑事比例と合法性の原則の両方を尊重した手続を保証すること。
- 未成年者またはその他の弱者を虐待した罪で有罪判決を受けた者を遅滞なく職から解任し、社会復帰を目的とした心理的・精神的リハビリテーションのための適切な支援を提供すること。
- 不当に訴えられた人の名誉を回復するために、あらゆる努力をすること。

5. 属人区の当局は、被害を受けたと主張する人々とその家族が尊厳と尊敬をもって扱われることを保証しなければならない。特に、以下のものを提供する必要がある。

a) 門戸を開くこと、しっかり聞くこと、フォローアップ（必要な場合は特殊なサービスも）。

b) 霊的なケア

c) 必要に応じて、医療、治療、心理学的な支援。

6. 関係者の肖像権、プライバシー、データの機密性が保護されなければならない。

II

防止ルール

7. オプス・デイが霊的な指導を担当する、未成年者または社会的弱者が関与する使徒職の取り組み（「オプス・デイ固有法 121 項参照）は、彼らの保護のための正しい実践の規約およびガイドラインを採用する必要があります。

8. 自発教令 *Vos estis lux mundi* の第 2 条に従い、未成年者保護のためのコーディネータの務めは、以下の機能と義務をもって、属人区に設定されています。

1° これらのガイドラインで言及されている行為に関連するあらゆる種類の苦情や情報（被害者と思われる人物から直接、または第三者から）を受け取ること。申立人、および適切な場合には、被害者と推定される者に、そのような情報をすべて受け取ったことを通知する。

2° 被告人および被害者と推定される人物を特定するために必要なすべてのデータ、ならびに申し立てられた事実および影響を受けた人物に関連するその他のデータを収集すること。

3° 申立人、および適切な場合には被害者とされる人に、教会法手続きと民事手続きの両方において、取るべき手続きの手順について指導すること。

4° 被害者と推定される人たちに、最初から丁寧な付き添いで手助けをすること。

5° 口頭での苦情の場合、訴えられたすべての事柄について記録を作成し、苦情申立人が署名しなければならない。また、実施された措置の記録も必要である。その際には教会法の公証人の立会いが必要である。

6° 訴えの報告書と実施された措置の報告書を、迅速かつ慎重に地域総代理に送付し、送付の記録とその日付を残し、そのことを訴追人に通知すること。

7° 『教会法典』1455条3項に従い、職務上の秘密を保持すること。

8° 実施された活動を定期的に地域総代理に報告すること。

9. 各地域総代理は、その地域の範囲において、未成年者及び弱者の保護のためのコーディネーター、本指針の実施において補佐し、必要に応じて代理を務める少なくとも1名の副コーディネーター、並びに少なくとも5名からなる諮問委員会を任命する。コーディネーターは、未成年者及び弱者に対応するための予防及び研修活動を推進するものとする。また、搾取、性的虐待、虐待の被害者と思われる人やその家族の言い分にしっかり耳を傾け、同伴することも特に重要な役割となる。

10. たとえ一時的な協力であっても、属人区の司牧的援助を伴う使徒的活動において、未成年者や弱い立場の人と接する人を任命する前に、

a) そのような人々と交流する候補者の適性を、適切な調査によって、また現行の法律による犯罪歴がないことを確認することによって、判断されなければならない。

b) その人々には、性的搾取及び虐待の危険を知り、識別し、防止するための適切な訓練を、最も適切な手段によって提供するものとする。

III

行動規範

11. 未成年者が参加する使徒的活動においては、その保護が優先されるべきである。したがって、属人区の信者とその協力者は、その活動において、次のことを行うべきである。

- 未成年者への対応に慎重かつ敬意を払う。
- ポジティブなロールモデルを提供する。

- 未成年者のいる場所では、常に他の人から見えるようにする。
- 危険と思われる行動を発見した場合は、担当者に知らせる。
- 子供の守秘範囲を尊重する。
- 保護者に活動予定とその方法を知らせる。
- 電話やソーシャルメディアを含め、未成年者とのコミュニケーションには十分な注意を払う。
- 子どもの年齢や発達段階にふさわしい部屋で活動を行う。特に、子どもが人の視界から隠れたり、管理されていない場所に入ったり滞在したりしないよう、可能な限り注意を払うこと。
- 曖昧さを助長するような不適切または不必要な身体的または言語的接触（愛撫、または誤解を招くような接触、ハグ）を避けること。

12. 属人区の信者および使徒的活動に協力を認められた者が、未成年者やその他の弱者に関わる属人区の使徒的活動において、以下のことが固く禁じられている。

- いかなる種類の体罰を与えること。
- これらの規約の対象となる人々の誰かと優先的な関係を築くこと。
- そのような人を身体的または精神的安全を危険にさらすような状況におくこと。
- 攻撃的な態度で接すること。
- または、不適切または性的な示唆に富む行為に関与または参加すること。
- この規約の対象となる人またはそのグループに対して、差別的な扱いをすること。
- このような人に何かを内緒にするよう頼むこと。
- この規則の対象となる人物に、他のグループを差別することになる贈り物を直接すること。
- これらの者の1人を、他の誰の同伴もなく車両で輸送すること。
- この規約の対象となる人物を、該当する場合はその両親または保護者の書面による同意なしに、写真またはビデオ撮影すること。
- それが必要な場合、保護者の同意なしに、インターネットやソーシャルメディアを通じて、本規約の対象となる人物が認識できる画像を公開または配信すること。

- 保護者の同意なく、電話やソーシャルネットワークによるものも含め、当該人物に連絡を取ることを。

13. この規則の対象となる人々の間で発生した不適切な行為や嫌がらせは、それが特に深刻な性質のものでなくても、公平さと慎重さと繊細さをもって迅速に対処され、関係する保護者に直ちに通知されること。

14. 未成年者またはその他の弱者が、属人区の司牧活動に参加するためには、保護者の書面による同意が不可欠である。保護者は、提案された活動に関する情報、および責任者の氏名と連絡先を受け取る必要がある。機密データを含む許可書は、機密として扱われる。

IV

訴えの受理

15. ここに書かれているような虐待の被害を受けたと主張する人たちやその家族は、拒絶されることなく、話を聞いてもらい、付き添われる権利がある。地域総代理は、直接、あるいは未成年者保護コーディネーターを通して、彼らの話を聞き、状況が法律で示された方法で対処されることを保証し、適切な霊的援助が与えられることを保証し、彼らの評判と個人情報の機密性を保護する。地域総代理は、被害者とその家族の霊的な付添いを、経験豊富な司祭に委ねることができる。

16. また、その人々には、必要な場合には、医療、心理、社会的援助、および法律関係の情報が提供されるものとする。

17. 告解の秘密を害することなく、未成年者や弱い立場の人がここで扱われている虐待の被害者かもしれないという知らせや十分な疑いを持った属人区の信者やその協力者は、直接または未成年者保護のためのコーディネーターを通して、地域総代理に知らせる。

18. 訴えや報告が明らかに根拠のないものでない場合、地域総代理は、その行為の容疑者を、その事件に関する手続きが続く間、属人区の使徒職活動から排除し、結果によってその者の最終的な状況を決定する。

19. 霊的指導の秘密、和解の秘跡の秘密が侵害されない限り、あるいは『教会法典』1548条 §2 に定められている他のケースでない限り、現行の民法および教会法に準拠して、信頼できると考えられる未成年者の性的虐待の申し立てを市民当局に通知しなければならない。

この権利と義務は、常に尊重される。被害者とされる者またはその家族が当局に事件を報告することを思いとどまらせるようなことはしない。むしろ、コーディネーターは、被疑者またはその両親あるいは保護者にこの権利と義務を知らせ、その行使を促すものとする。

被害者とされる者又はその法定代理人から書面による正当な反対があった場合、又は書面による反対の意思表示を拒否した場合、地域総代理は、民法の規約に従うものとする。いかなる場合においても、諮問委員会の意見を求めた後、被害者とされる者又は他の未成年者を保護するために必要であると考えられる場合、受け取った訴え又は情報を市民当局に通知しなければならない。

V

訴えへの対応

20. 民事訴訟で行われる調査を害することなく、地域総代理は、その権限の範囲内の場合、『教会法典』1717条に従って、できるだけ早く予備調査をその地域の公益保護管または代理人に委託し、これが不可能な場合は、自らこれを行う。

21. 調査中、重要と思われる事柄の中で、調査対象となっている行為とその状況、被害者の年齢と個人的なデータ、引き起こされた被害、および秘跡の秘密に触れる可能性について、可能な限り調べる。調査対象者が行動したと思われる様々な地域や環境について、文書、証拠、証言を収集することができる。調査を行う者は、調査中の事実に関連する国の管轄機関の判決又は決定だけでなく、アクセスすることができる民事領域で収集した陳述、証言、文書及び専門家報告を利用することもできる。このため、地域総代理は、賢明であると判断した場合、民事調査の結論が出るまで、教会法の手続きを一時停止することができる。

22. 予備調査の過程では、以下のことに努めるものとする。

(a) 関係者一人一人の霊的・心理的な回復に努めること。

b) 被害者と思われる人の供述を、遅滞なく、かつ、事案に応じた方法で収集すること。

c) 被害者と思われる人またはその代理人に、直接または仲介者を介して、証拠を提出し、意見を聞くことを要求する可能性を含め、彼らの権利の内容および権利の行使方法について啓発すること。

d) 調査の終了及びその後の手続の実施について、それを求めるならば、上述の人々に通知すること。

e) 被害者に、民事上および教会上の相談役の援助を利用するよう助言する。

f) 被害者とその家族を脅迫や報復から守ること。

g) 関係者の個人情報のイメージ、プライバシー、機密を保護すること。

23. 無罪の推定は常に保証されるべきであり、調査対象者の評判が損なわれることは避けなければならない。これに反する重大な理由がない限り、調査対象者には、調査が廃止されたこととその理由を速やかに通知されねばならない。そして、民事および教会のカウンセラーの援助を利用することを勧めるべきである。また、精神的・心理的な支援も行うものとする。

24. 犯罪が再発する可能性があると思われる足る理由がある場合、法律に沿った適切な予防措置が遅滞なくとられねばならない。

25. 調査の結果、少なくとも調査開始の原因となった犯罪の容疑が真実らしいと確認された場合、地域総代理は、法律に従って対応する教会法手続きを継続し、管轄の民事当局に通知する。そうでない場合、地域総代理は、実施された措置と取られた決定の理由を証明する文書を秘密文書館に保管し、調査を中断するための命令を発行しなければなりません。しかし、被告人が聖職者である場合、たとえ事件を棚上げすることが決定されたとしても、教理省に通知しなければならない（『極めて重大な犯罪についての指示』6条と16条参照）。そのために地域総代理はできるだけ早く、調査結果および対応する判決の正本を属人区事務所に送る。

26. 未成年者または弱い立場の者に対する虐待の罪を犯したと有罪確定を受けた者は、その使徒職または司牧的な任務から解任される。ただし、心理的及び霊的なリハビリテーション並びに社会復帰のための適切な支援を提供するものとする。

27. この指示を具体的に実行するために、各地域総代理は、このガイドラインに添付されたモデル規約、ならびに地域の司教協議会の指示、国家の現行の法律を考慮して、自分の管轄区域における未成年者の保護に関する規約を見直す。

ローマ、2020年2月22日